

1 社随意契約する理由

業 務 名	公下荒委第3号 烏川1-3号雨水幹線函渠修正設計業務委託
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第6号の規定による 本業務は平成28年度に委託した荒川地区1-3号雨水幹線の函渠実施設計の修正を行うものである。 1-3号雨水幹線整備事業の実施にあたり、函渠実施設計成果で道路管理者より特例で占用承認を得たが、承認条件により、修正設計が必要となったもの。 下記業者は平成28年度に実施設計を受注しており、その設計成果を利用することができるため。
随意契約の相手方	新潟市中央区弁天1-1-22 東信新潟ビル オリジナル設計株式会社 新潟事務所 所長 橋本 雄一郎